

25 愛防第 37 号
平成 25 年 6 月 17 日

各関係機関・団体長 様

愛媛県病害虫防除所長

病害虫防除技術情報（第 2 号）の送付について

このことについて、つぎのとおりお知らせしますので、御参照の上、防除指導方よろしくお願いいたします。

記

1 情報の内容 キウイフルーツかいよう病の南予地域での発生確認

2 発生状況

本年 6 月、大洲市のキウイフルーツ採集葉を農林水産研究所果樹研究センターで PCR 検定したところ、本病であることが確認された。発生は 6 園地（計 122a）で確認され多発園地もみられている。

県内では平成 12 年に伊予市で初めて発生が確認され、同年 7 月 11 日に病害虫発生予察特殊報を発表した。なお、本病の発生は中予地域以外では確認されていなかった。

3 病徴と被害

- (1) 本病は、枝幹、新梢、葉、花蕾、花に発生するが、果実では発病しない。なお、一部品種では樹幹等を枯死させるなど、著しい収量低下の原因となる。
- (2) 葉では、4 月上旬頃に、径 2～3 mm の不整形の褐色斑点で周囲に明瞭な黄色のかさ（ハロー）を伴った病斑を形成する（写真 1）。なお、発生園地ではハローが明瞭ではない発病葉も確認されている（写真 2）。葉の発病の最盛期は 4～5 月で、梅雨明け後には病勢は衰えてくる。
- (3) 罹病枝は 2 月中旬以降、枝の亀裂や切り口から粘質の細菌液を浸出し、その後細菌液は暗赤色に変色する。罹病枝は発芽しないか、発芽しても 4～5 月頃に萎ちよう枯死する。
- (4) 伸長中の新梢は、感染すると水浸状～黒色になり亀裂を生じて萎ちよう枯死する。
- (5) 蕾では、がくが褐変し、著しい場合は落下する。花は花弁が褐色になって開かないか、開いても不完全な形に開く。

4 発生生態

- (1) 本病は雨媒伝染および器具伝染する。
- (2) 第 1 次伝染源は枝幹から浸出した細菌液で、幼葉には気孔、水孔、傷から感染し、梅雨までは、新しい葉に 2 次伝染を繰り返す。
- (3) 強い風雨は、発病を著しく助長させる。
- (4) 秋期から冬期にかけて、発病葉から溢出した病原細菌が、枝の傷口等に感染して発病させる。また、発病しなくても傷部に潜在感染し、4 月以降の葉の伝染源になる。

6 防除対策

(1) 耕種的防除

- ①発病樹は早期に伐採し発生源を絶つ。伐採した残さは適正に処分する。
- ②発病樹の伐採に用いた器具は必ず消毒する。
- ③風当たりの強い園地では防風対策を行う。
- ④せん定後は必ず、傷口に癒合促進剤を塗布する。
- ⑤ヘイワードの場合、3～5月まで雨除け栽培を行うと発病が少なくなる。

(2) 薬剤防除

- ①休眠期に、カスミンボルドーの500倍またはICボルドー66Dの50倍を定期的(約1か月間隔)に散布する。特に発生園周辺の園地においては薬剤散布に努める。
- ②発芽後叢生期(新梢長約10cm)までにカスミンボルドーの1,000倍またはカップパーシン水和剤1,000倍を散布する。
- ③カスミンボルドーまたはカップパーシン水和剤を散布する場合には、薬害軽減のため炭酸カルシウム剤200倍を加用する。
- ④4月下旬以降はアグリマイシン-100の1,000倍、アグレプト水和剤の1,000倍またはカスミン液剤の400倍などを散布する。

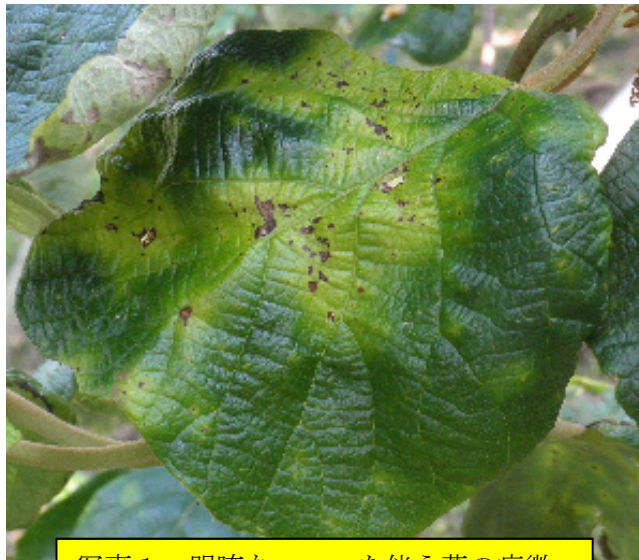


写真1 明瞭なハローを伴う葉の病徴

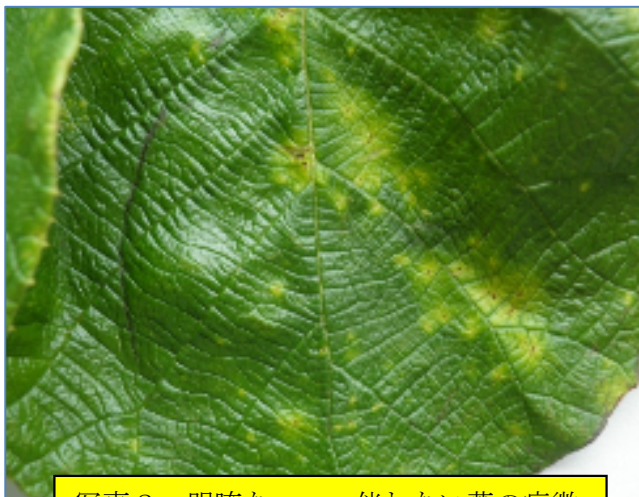


写真2 明瞭なハロー伴わない葉の病徴